

■安岡地区複合施設施設想定利用料金について

利用料金の上限は、下関市公民館の設置等に関する条例（平成17年条例第107号）、受益者負担の見直し基準（令和元年度9月）及び提案内容を参酌し、本市が定めるものとする。

なお、営利を目的とした使用（自主事業を含む）は、規定の利用料の200%を徴収する事を想定とする。

1. 安岡公民館

○下関市公民館の設置等に関する条例（平成17年 条例第107号）

（使用料）

第11条 関連（別表第2 安岡公民館）

施設	室名	面積 (㎡)	午前 ^{※1}	午後 ^{※2}	夜間 ^{※3}	延長 ^{※4}	冷房 ^{※5}	暖房 ^{※5}
安岡	講堂	257.00	1,460	1,880	2,300	460	310	520
安岡	第1研修室	54.00	450	620	790	150	100	150
安岡	第2研修室	46.00	450	620	790	150	100	150
安岡	第3研修室	63.00	450	620	790	150	210	310
安岡	講座室	98.00	620	830	1,030	210	210	310
安岡	視聴覚室	116.00	620	830	1,030	210	210	310
安岡	図書室兼会議室	116.00	620	830	1,030	210	210	310
安岡	レクリエーション室	116.00	620	830	1,030	210	210	310
安岡	料理教室	45.00	930	1,250	1,560	310	—	—

※1 午前：午前9時から正午まで

※2 午後：午後1時から午後5時まで

※3 夜間：午後6時から午後10時まで

※4 延長：1時間当たり

※5 冷房・暖房：1時間当たり